

(証券コード 4777)

2022年6月9日

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前六丁目12番18号

株 式 会 社 ガ ー ラ

代 表 取 締 役 菊 川 暁
グ ル ー プ C E O

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会はインターネットを通じてご出席いただくことができる、ハイブリッド出席型オンライン株主総会として実施いたします（詳細は、5頁「出席型オンライン株主総会の出席方法及び議決権行使方法並びにオンライン事業説明会の出席方法のご案内」をご参照ください。）。

また、本株主総会にご出席いただけない場合には、以下のとおり、2022年6月24日（金曜日）午後6時までに、郵送（書面）又はインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

4頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月25日（土曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂二丁目6番17号
A P 渋谷道玄坂 渋谷シネタワー11階
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 1. 第29期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第29期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)書面又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主様が本株主総会に出席（ご来場によるご出席又はオンライン出席）し、重複して議決権を行使された場合は、本株主総会において行使された内容を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、本株主総会において議決権を行使されなかった場合は、書面又はインターネットにより事前に行使された内容を有効なものとしてお取り扱いいたします。なお、事前に議決権行使をせず、当日オンライン株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、棄権としてお取り扱いいたします。

以上

~~~~~  
【ご注意とお願い】

- ・当社取締役及び当社監査役は、当日、株主総会会場には来場せず、オンラインにて参加いたします。
- ・本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、適切な感染防止策を実施のうえで、昨年同様規模を縮小して開催させていただくことといたしました。株主の皆様におかれましては、極力、出席型オンライン株主総会にご出席していただくか、書面又はインターネットによる議決権の事前行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・ご来場いただく株主様におかれましては、マスクの着用をお願いいたします。また、受付にて、手指の消毒や検温にご協力をお願いいたします。
- ・当日は本株主総会終了後、同会場において、「事業説明会」を開催いたしますので、引き続きご出席くださいますようお願い申し上げます。また、オンライン株主総会にご出席の株主様は、本株主総会終了後、引き続き「オンライン事業説明会」にご出席いただけます。（詳細は、5頁「出席型オンライン株主総会の出席方法及び議決権行使方法並びにオンライン事業説明会の出席方法のご案内」をご参照ください。）
- ・本株主総会にご来場の株主様へのお飲み物、お茶菓子の配布を取りやめさせていただきます。何卒ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

【お知らせ】

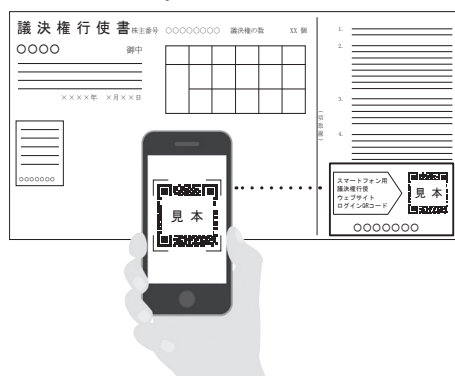
- ・本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト  
(<http://www.gala.jp/ir/shareholder/meeting.html>) に掲載しております。
  - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」なお、上記①は、監査報告の作成に際して、監査役が監査をした事業報告に含まれております。また、上記②及び③は、監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査役が監査をした連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- ・株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト  
(<http://www.gala.jp/ir/shareholder/meeting.html>) に掲載させていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

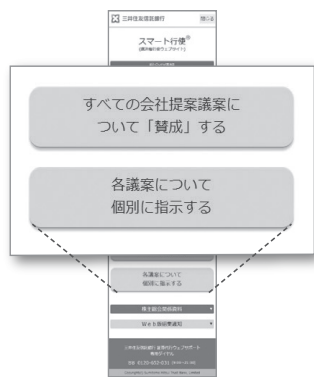
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



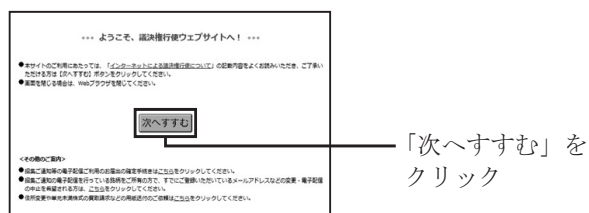
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

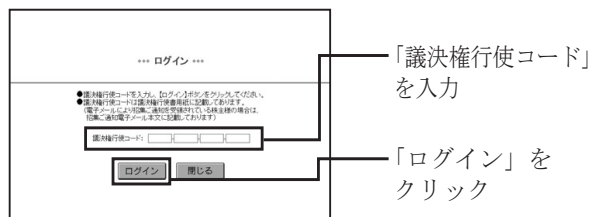
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

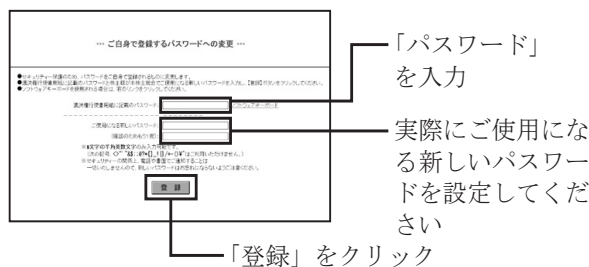
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

## 出席型オンライン株主総会の出席方法及び議決権行使方法並びに オンライン事業説明会の出席方法のご案内

### 1. 出席型オンライン株主総会とは

出席型オンライン株主総会とは、ハイブリッド出席型オンライン株主総会（※）において、株主様がインターネットを用いて、株主総会に出席することができる株主総会をいいます。

本株主総会は、ハイブリッド出席型オンライン株主総会として開催いたしますので、事前にオンライン株主総会の出席の申込みを行い、当日オンライン出席された株主様は、インターネット中継を視聴しながら、質問や議決権の行使をすることができます。

※ハイブリッド出席型オンライン株主総会とは、リアル株主総会（物理的な場所において開催される株主総会をいいます。）の開催に加え、リアル株主総会の場所にいない株主様が、インターネットを用いて、株主総会に会社法上の「出席」をすることができる株主総会のことをいい、経済産業省「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド（2020年2月26日）」における「ハイブリッド出席型バーチャル株主総会」に相当いたします。

### 2. オンライン株主総会の事前申込の方法

本オンライン株主総会は、Zoomビデオウェビナーを使用して開催いたします。オンライン出席を希望される株主様は、以下の手順によりオンライン株主総会への事前申込が必要となります。

①Zoomアカウントの取得

②ミーティング用Zoomクライアント又はZoomモバイルアプリのダウンロード

③申込期日2022年6月19日（日）23時59分までにメールアドレス

(sokai@gala.jp)宛てに必要事項を記載し、議決権行使書用紙の画面キャプチャを添付の上、メールでオンライン株主総会の申込

④株主様の本人確認が完了した株主様に対して上記の申込メールに返信されるURLからZoomビデオウェビナーの申込（申込期日2022年6月22日（水）15時00分）

詳細は、別途当社ウェブサイト

([http://www.gala.jp/ir/shareholder/20220625\\_meeting.pdf](http://www.gala.jp/ir/shareholder/20220625_meeting.pdf))にて掲載させていただきます。

### 3. オンライン事業説明会の出席方法

オンライン株主総会にご出席の株主様は、本株主総会終了後、引き続き「オンライン事業説明会」にご出席いただけます。「オンライン事業説明会」にご出席希望の株主様は、上記2.「オンライン株主総会の事前申込の方法」をご参照の上、オンライン株主総会にオンライン出席していただき、オンライン株主総会後に開催される「オンライン事業説明会」にオンライン出席していただきますようお願い申し上げます。

### 4. 質問とのお取り扱い

オンライン出席された株主様は、議長により質問並びに動議を含めた審議に関する一切のご発言をお受けする旨の案内が行われたタイミングにおいて、Zoomビデオウェビナーの挙手機能により挙手を行い、議長から指名された株主様は質問をすることができます。

なお、以下の点をご了承ください。

(1)新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、質疑応答時間に制約が生じることがございますので、頂戴した質問のすべてを受け付け、回答することはいたしかねる場合があります。

(2)質問が本株主総会の目的に関しない場合、質問への回答に詳細な調査が必

要な場合、質問が重複する場合、質問に対して回答することが顧客や従業員等の権利・利益を侵害するおそれがある場合、又は本株主総会の運営を妨げる目的が明らかな濫用的な質問の場合には、質問を取り上げず、回答を差し控えることがあります。

#### 5. 議決権の行使について

オンライン出席された株主様は、議長の案内に従って、Zoomビデオウェビナーの投票機能により、議決権を行使することができます。

#### 6. 動議について

本株主総会において動議がある場合、オンライン出席された株主様は、議長により質問並びに動議を含めた審議に関する一切のご発言をお受けする旨の案内が行われたタイミングにおいて、Zoomビデオウェビナーの挙手機能により挙手を行い、議長から指名された株主様は動議を行っていただきます。

議長の指定したタイミング・方法以外のタイミング・方法により動議を行うことや動議であるか否かの判別ができないものは動議として採り上げない場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、同様の動議を繰り返し行うことや、明らかに不適法な動議を行うことその他議事の進行やオンライン株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。

#### 7. その他オンライン出席にあたりご了承ください事項

オンライン出席される株主様におかれましては、上記のほか、以下の点をご了承ください。ご了承くださいけない場合には、オンライン出席をお控えくださいますようお願い申し上げます。

- (1) 通信環境の影響や大量アクセスにより、オンライン株主総会につながりにくくなったり、インターネット中継の映像が乱れる等、通信障害や通信遅延が発生する可能性があります。このような通信障害により株主様に生じた不利益に関して、一切責任を負いかねます。オンライン出席される株主様におかれましては、可能な限り、事前に議決権行使を済ませた上で、オンライン出席くださいますようお願い申し上げます。
- (2) オンライン株主総会の出席は、①Zoomアカウントの取得及び②ミーティング用Zoomクライアント（パソコンの場合）又はZoomモバイルアプリ（スマートフォン又はタブレット端末の場合）からのアクセスが必須となります。そのため以下を行っていただく必要がございます。
  - ①Zoomアカウントの取得
  - ②Zoomクライアント又はZoomモバイルアプリのダウンロード本オンライン株主総会当日において、ミーティング用Zoomクライアント又はZoomモバイルアプリからZoomアカウントにてログインし出席する方法以外の方法（例：アプリをインストールせずブラウザのみを使用した出席等）で出席することが出来ませんのでご注意ください。
- (3) 代理人によるオンライン出席はお受けいたしません。
- (4) インターネットのご利用に関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- (5) 不測の事態が生じた場合には、当社として適切な措置を講じることがあるほか、株主様におかれましては、リアル株主総会への出席と比較して、制約事項や想定外の不利益が生じる可能性がございます。

(添付書類)

## 事業報告

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出される等、経済活動に大きな制約を受けました。ワクチン接種の普及や緊急事態宣言等の解除により段階的な経済活動の再開により一部で持ち直しの動きがみられましたが、新たな変異ウイルスによる感染拡大、原材料価格の上昇やウクライナ情勢の動向などの懸念事項もあり、依然として先行きは不透明な状況が続いております。このような状況の中、当社及び連結子会社（以下、「当社グループ」という。）は「世界No.1のグローバル・オンライン・コミュニティ・カンパニー」を目指し、オンラインゲーム事業及びスマートフォンアプリ事業を進めてまいりました。

当社グループの当連結会計年度における経営成績の概況は以下のとおりであります。

当連結会計年度は、連結売上高600,958千円（前期比39.0%減）となり、大幅な減収となりました。これは、主にスマートフォンアプリ事業において、前期にライセンス譲渡による一時的な売上高が発生したこと及び当該ライセンス譲渡によるスマートフォンアプリ事業の売上高が減少したことにより前期と比較し売上高が減少したものであります。

売上原価につきましては、上記ライセンス譲渡によるスマートフォンアプリ事業の売上高の減少に伴い支払ロイヤリティが減少したことから減少となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、前期と比較して「Rappelz（ラペルズモバイル）」（※1）に係るアウトソーシング費用が増加したものの、ソフトウェア償却費が減少したことから、減少となりました。

また、暗号資産売却益24,925千円、暗号資産評価益24,979千円、為替差益25,981千円を営業外収益として計上いたしました。

これらの結果、営業損失297,865千円（前期は営業利益26,265千円）、経常損失220,339千円（前期は経常利益93,273千円）、親会社株主に帰属する当期純損失186,142千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失131,087千円）となりました。

セグメントごとの経営成績の概況は、次のとおりであります。

#### イ. 日本

日本セグメントでは、連結子会社Gala Lab Corp.が開発したスマートフォンゲームアプリ「Rappelz（ラペルズモバイル）」については、主にゲームのクオリティの向上や機能強化のために開発期間が長期化し、リリースが遅延したものの、2021年10月にアメリカ・カナダでのサービス提供を開始いたしました。現在、「Rappelz（ラペルズモバイル）」にブロックチェーン技術を組み合わせてNFTゲーム/ブロックチェーンゲーム（※2）にリニューアルし、グローバルエリアにおけるリリースに向けて準備を進めております。NFTゲーム/ブロックチェーンゲームは、ゲーム内のアイテム等が暗号資産基盤技術であるブロックチェーン（※3）により「NFT（※4）化」され、ユーザーがゲーム内で得たアイテム等を暗号資産に変えて取引所等で売買が可能となります。これにより、ゲームの魅力をもっと高め、スマートフォンアプリ事業の収益化に向けて注力してまいります。サービス開始予定は、アメリカでの再リリースが2023年3月期第2四半期、EU、韓国が2023年3月期第3四半期を予定しております。

また、当社は、2021年4月2日開催の取締役会において、㈱ツリーフルが実施する第三者割当増資の引受及び同社を子会社化することについて決議し、2021年4月30日に同社の株式を取得いたしました。これに伴い、当社グループは、ツリーハウスリゾート事業を新規事業として開始いたしました。ツリーハウスリゾート事業は、連結子会社㈱ツリーフルが沖縄県名護市で行っているツリーハウス及び地上の建築物であるエアロハウスを1つのセットにして宿泊者に提供するリゾート事業であります。㈱ツリーフルは、2021年7月に「旅館業法に基づく旅館業営業許可申請」が許可され、日本で初めて宿泊料を受けて宿泊が可能なツリーハウスリゾートとして2021年8月にオープンいたしました。

ツリーハウスリゾートのコンセプトは、「サステイナブル（持続可能な）リゾート」であり、化石燃料を使用せず、代わりに電気を使用し、使用量よりも多くの太陽光発電により持続可能な社会を構築することを目指しております。当社グループは、ツリーハウスリゾート事業について成長戦略を見出し、グループの企業価値向上を目指してまいります。

上記の売上高計上の他、クラウド関連事業の売上高の増加により、前期と比較し売上高（内部取引を含む）が増加いたしました。なお、クラウド関連事業は、韓国のMegazone社グループのクラウド事業の日本展開に関して、日本国内の営業サポート業務、運営サポート業務、採用及び人事管理サポート業務、イベントサポート業務を行っております。

費用面では、㈱ツリーフルが連結の範囲に含まれたことにより主に人件費及び減価償却費の増加があり販売費及び一般管理費が増加いたしま



した。

これらの結果、日本セグメントにおける売上高は76,747千円（内部取引を含む）と前期比で22,098千円（40.4%）の増加となり、セグメント損失が185,479千円（前期は164,138千円の損失）となりました。

#### ロ. 韓国

韓国セグメントでは、スマートフォンアプリ事業において、連結子会社Gala Mix Inc.が開発した歩数計アプリ「winwalk（ウィンウォーク）」、スマートフォンアプリ「wingift（ウィンギフト）」及びスマートフォンアプリ「winQuiz（ウィンクイズ）」について、グローバルなネットワークを活かした多言語展開による配信を進めており、売上高が順調に推移したものの、Gala Lab Corp.が開発したスマートフォンゲームアプリ「Flyff Legacy（フリフレガシー）」について、2021年1月において、韓国のMETABORA Co., Ltd.（契約時の社名：WAY2BIT Co., Ltd 以下METABORA Co., Ltd.とする）とライセンス及び運営権の譲渡契約を締結したことにより前期にライセンス譲渡による一時的な売上高が発生したこと及び当該ライセンス譲渡によるスマートフォンアプリ事業の売上高が減少したことにより前期と比較し売上高（内部取引を含む）が減少いたしました。

なお、2022年4月1日において、Gala Lab Corp.は、METABORA Co., Ltd.と「Flyff Legacy（フリフレガシー）」の権利を再取得する契約を締結しております。

一方、オンラインゲーム事業では、Gala Lab Corp.の主力ゲーム「Flyff Online（フリフオンライン）」及び「Rappelz Online（ラペルズオンライン）」において、ライセンス展開及びチャネリング展開（※5）を進めておりますが、前期において「巣ごもり消費」が生じたこと及びライセンスフィー等の収益化による一時的な売上高が発生したことにより、前期と比較して売上高（内部取引を含む）が減少いたしました。

ライセンス展開においては、当社の強みであるグローバルなネットワークを活かした多言語展開によるサービス提供として、「Flyff Online（フリフオンライン）」について、2021年6月に台湾のゲーム提供会社Digeam Co., Ltd.によりサービス提供を開始いたしました。

チャネリング展開においては、「Flyff Online（フリフオンライン）」及び「Rappelz Online（ラペルズオンライン）」について、2021年1月に締結した、METABORA Co., Ltd.とグローバルライセンス契約、チャネリング契約及び運営サポート契約に基づき、METABORA Co., Ltd.は、LINE株式会社が提供しているプラットフォーム「LINE POD」により「Flyff Online（フリフオンライン）」及び「Rappelz Online（ラペルズオンライン）」のサービス展開を進めており、2021年6月に日本語版

の提供を開始いたしました。これにより、Gala Lab Corp. は、ライセンス収入及び運営サポート収入を得ております。

また、今後の収益貢献への施策として、Gala Lab Corp. は、「Flyff Online（フリフオンライン）」をベースに、ダウンロード不要でPC及びスマートフォンでのプレイが可能なHTML5ゲームの要素とブロックチェーン技術によるNFTゲーム/ブロックチェーンゲームの要素を組み合わせた「Flyff Universe（フリフユニバース）」のリリースを予定しております。さらに、収益貢献へのもう一つの施策として、Gala Lab Corp. は、メタバース（※6）プロジェクトとして2021年4月にMETABORA Co., Ltd. 及び韓国のエンターテインメント会社Barunson Co., Ltd. とブロックチェーンベースのメタバースプラットフォーム内で提供するゲーム「Flyff World for Metaverse」及び「Rappelz World for Metaverse」の開発契約を締結いたしました。当該メタバースプロジェクトでは、Barunson Co., Ltd. がメタバースの三次元仮想空間を開発・実装することにより、メタバースプラットフォームの提供・運営を行い、メタバース内で暗号資産「BORA」が利用できるシステムを開発・構築します。METABORA Co., Ltd. はメタバース内で使用可能なブロックチェーン技術開発と技術支援を担当します。Gala Lab Corp. はグローバルサービス提供中のPCオンラインゲーム「Flyff Online（フリフオンライン）」及び「Rappelz Online（ラペルズオンライン）」のIPを使い、Barunson Co., Ltd. が提供予定のメタバースプラットフォーム内で提供するゲーム「Flyff World for Metaverse」及び「Rappelz World for Metaverse」の開発・コンテンツ制作及びサービス運営を担当します。

これらにより、ゲームの提供先を増やし、オンラインゲーム事業の安定的な収益化に向けて注力してまいります。

費用面では、「Rappelz（ラペルズモバイル）」に係るアウトソーシング費用が増加した一方でソフトウェア償却費が減少したことにより販売費及び一般管理費が減少いたしました。

これらの結果、韓国セグメントにおける売上高は571,885千円（内部取引を含む）と前期比で392,687千円（40.7%）の減収となり、セグメント損失が98,993千円（前期は190,181千円の利益）となりました。

（※1）東南アジア版「Rappelz M（ラペルズモバイル）」から大幅アップデートを行い「Rappelz（ラペルズモバイル）」としてリニューアルいたしました。

（※2）NFTゲーム/ブロックチェーンゲームとは、暗号資産基盤技術であるブロックチェーン（※3）を利用し、ゲーム内アイテムが「NFT化」されているゲームをいいます。GemeFi（GemeとDecentralized Finance：ゲームと分散型金融を掛け合わせた造

語)とも言われています。

- (※3) ブロックチェーンとは、分散型ネットワークを構成する複数のコンピューターに暗号技術を組み合わせ、取引情報などのデータを同期して記録する手法であり、一定期間の取引データをブロック単位にまとめ、コンピューター同士で検証し合いながら正しい記録をチェーン(鎖)のようにつないで蓄積する仕組みであります。
- (※4) NFT(Non-Fungible Token:非代替性トークン)とは、「偽造不可な鑑定書・所有証明書付きのデジタルデータ」のことであり、暗号資産と同じく、ブロックチェーン上で発行および取引されるデジタルデータであります。
- (※5) チャネリングとは、オンラインゲーム等に関して、他社のゲームポータルサイトにてプレイできるようになるサービスをいいます。
- (※6) メタバース(Metaverse)は、超を意味するメタ(meta)と宇宙を意味するユニバース(universe)から作られた合成語で、多人数が参加可能で、参加者がその中で自由に行動できるインターネット上に構築された多人数参加型の3次元仮想空間です。利用者はアバターと呼ばれる自分の分身を介して仮想空間に入ることによってその世界の探索、他の利用者とのコミュニケーションを図ることができます。また、ユーザーが独自のゲームを作成し、他のユーザーにプレイさせて収益化することやユーザーがゲーム内のアイテム等をNFT(※4)として他のユーザーと暗号資産により売買することができる仕組みを構築できます。

事業部門別の売上高を示すと、次のとおりであります。

| 区分           | 前連結会計年度<br>(自 2020年4月1日<br>至 2021年3月31日) |           | 当連結会計年度<br>(自 2021年4月1日<br>至 2022年3月31日) |           |
|--------------|------------------------------------------|-----------|------------------------------------------|-----------|
|              | 金額                                       | 構成比       | 金額                                       | 構成比       |
| オンラインゲーム事業   | 千円<br>397,226                            | %<br>40.3 | 千円<br>371,970                            | %<br>61.9 |
| スマートフォンアプリ事業 | 510,687                                  | 51.8      | 113,086                                  | 18.8      |
| その他事業        | 77,499                                   | 7.9       | 115,901                                  | 19.3      |
| 合計           | 985,413                                  | 100.0     | 600,958                                  | 100.0     |

(注) 事業部門別売上高内訳におきましては、記載金額の千円未満を切り捨てて表示しております。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、51,192千円であります。

その主なものは、㈱ツリーフルにおける建設仮勘定（32,606千円）、連結子会社Gala Lab Corp.におけるソフトウェア（9,686千円）であります。

## ③ 資金調達の状況

該当する事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                        | 第26期<br>(2019年3月期) | 第27期<br>(2020年3月期) | 第28期<br>(2021年3月期) | 第29期<br>(当連結会計年度)<br>(2022年3月期) |
|----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高(千円)                    | 854,204            | 412,711            | 985,413            | 600,958                         |
| 経常利益又は<br>経常損失(△)(千円)      | △250,805           | △287,845           | 93,273             | △220,339                        |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△)(千円) | △283,027           | △432,420           | △131,087           | △186,142                        |
| 1株当たり当期純損失(△)(円)           | △17.16             | △25.14             | △6.98              | △9.77                           |
| 総資産(千円)                    | 765,281            | 719,720            | 1,085,399          | 1,047,658                       |
| 純資産(千円)                    | 195,327            | 114,004            | 303,810            | 438,439                         |
| 1株当たり純資産額(円)               | 9.60               | 1.63               | 9.83               | △1.53                           |

(注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数に基づき算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況並びに企業結合等の状況

#### ① 親会社の状況

該当する事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                          | 資本金                 | 当社の議決権比率         | 主要な事業内容                                             |
|------------------------------|---------------------|------------------|-----------------------------------------------------|
| (株)ガーラジャパン                   | 一千円                 | 100%             | オンラインゲーム運営、クラウド関連事業                                 |
| Gala Lab Corp.<br>(注2)       | 4,500,005千<br>韓国ウォン | 58.9%<br>(41.1%) | オンラインゲーム開発・提供・運営<br>スマートフォン、タブレットPC向けアプリ企画・開発・提供・運営 |
| Gala Mix Inc.<br>(注2)        | 750,000千<br>韓国ウォン   | 80.0%<br>(20.0%) | スマートフォン、タブレットPC向けアプリ企画・開発・提供・運営                     |
| (株)ツリーフル<br>(注2)             | 144,250千円           | 8.7%<br>(81.8%)  | ツリーハウスリゾート事業                                        |
| Gala Innovative Inc.<br>(注3) | 10千米ドル              | 100%             |                                                     |

(注) 1. 連結子会社は、上記重要な子会社の5社であります。

2. 当社の議決権比率欄の( )内は緊密な者又は同意している者の所有割合を外数で記載しております。

3. Gala Innovative Inc. は事業を休止しております。

#### ③ 企業結合等の状況

当社は、2021年4月30日付で、(株)ツリーフルの第三者割当により発行した新株式17,777,778株を引受け、同社を連結子会社としております。

### (4) 対処すべき課題

当社グループは「グローバル・オンライン・コミュニティ・カンパニー」として、オンライン・コミュニティ関連事業をビジネスの中核に捉えて早期の収益基盤確立を目指し、数々の施策に取り組んでおりますが、以下の課題を認識しており、次期以降につきましても積極的に対処していく所存であります。

#### ① ゲーム事業の早期収益化

当社グループは、スマートフォンアプリ事業において、自社開発したMMORPGの2大タイトルであるPCオンラインゲーム「Flyff Online (フリフオンライン)」及び「Rappelz Online (ラペルズオンライン)」を題材としたスマートフォンアプリの開発に注力し、2014年12月にスマートフォンアプリ

「Flyff All Stars (フリフオールスターズ)」、2017年1月にスマートフォンアプリ「Flyff Legacy (フリフレガシー)」、そして、スマートフォンアプリ「Rappelz (ラペルズモバイル)」を2020年3月に東南アジアにおいて、2021年10月にアメリカ・カナダにおいてダウンロード配信を開始いたしました。しかしながら、現状では、「Rappelz (ラペルズモバイル)」の売上が低調なため収益貢献には至っておらず更なる売上高拡大を図る必要があり、ゲーム事業の早期収益化を経営課題として認識しております。

そのため、当社グループは、ユーザーがゲームを楽しむだけでなく、アイテムを売却することによる収益を獲得することができるNFTゲーム/ブロックチェーンゲームを経営戦略上の主力の事業と捉え、既存のゲームタイトルを順次NFTゲーム/ブロックチェーンゲーム化していくことによりNFTゲーム/ブロックチェーンゲームの収益化に向けて注力してまいります。

一方、オンラインゲーム事業において、ライセンス展開及び他社プラットフォームでプレイが可能となるチャネリング展開を進めております。また「Flyff Online (フリフオンライン)」をベースに、ダウンロード不要でPC及びスマートフォンでのプレイが可能なHTML5ゲームの要素とブロックチェーン技術によるNFTゲーム/ブロックチェーンゲームの要素を組み合わせた「Flyff Universe (フリフユニバース)」のリリースを予定しております。さらに、メタバースプロジェクトとしてブロックチェーンベースのメタバースプラットフォーム内で提供するゲーム「Flyff World for Metaverse」及び「Rappelz World for Metaverse」の早期開発を目指します。これらにより、ゲームの提供先を増やし、オンラインゲーム事業の安定的な収益化に向けて注力してまいります。

## ② 新たな収益基盤の確立

当社グループは、主力事業であるゲーム事業以外の新規事業により収益源を確保するとともに安定的な収益基盤を確立することを重要な経営課題であると認識しており、新規事業として、クラウド関連事業、ツリーハウスリゾート事業及びブロックチェーン関連事業の収益基盤の確立に向けて注力してまいります。

クラウド関連事業は、2019年5月に業務提携した韓国のクラウド事業会社 Megazone Cloud Corporationの日本展開に関して日本国内の営業サポート業務、運営サポート業務、採用及び人事管理サポート業務、イベントサポート業務を行ってまいります。また、ツリーハウスリゾート事業は、連結子会社(株)ツリーフルが沖縄県名護市で行っているツリーハウス及び地上の建築物であるエアロハウスを1つのセットにして宿泊者に提供する事業であり、今後、ツリーハウス及びエアロハウスの追加建設により宿泊施設を増やしてまいります。さらに、ブロックチェーン関連事業は、ブロックチェーンベースのメタバースプラットフォーム(メタバースの三次元仮想空間)において、様々なコミュニティやゲーム等のコンテンツを提供してまいります。

### ③ 資金調達

当社グループは、ゲーム事業におけるライセンス取得、開発及びプロモーション等の資金及び新規事業における事業展開のための資金が必要であります。次期以降も資金調達について引き続き検討してまいります。

なお、当社は2022年5月13日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式の発行及び第7回新株予約権の発行を決議しております。

### ④ 内部統制システムの適正維持

当社グループは、内部統制システムの適正な維持を重要な対処すべき課題と認識しております。

引き続き、財務情報の精度並びに正確性確保を目的に、在外連結子会社を含めた経理体制の整備、適切な業務プロセスの構築を継続的に取り組んでいく所存であります。

## (5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは当社及び連結子会社5社で構成されており、インターネット等のネットワークを利用した情報交換機能を持つコミュニティの関連サービスを主な事業としており、スマートフォン、タブレットPC向けアプリの開発・運営、オンラインゲームの開発・運営を行っております。また、新規事業としてクラウド関連事業、ツリーハウスリゾート事業及びブロックチェーン関連事業を行っております。

当社グループの事業内容並びに当社と連結子会社の当該事業に係る位置付けは下記のとおりであります。

### ① 当社

当社は事業持株会社であり、スマートフォン、タブレットPC向けアプリのライセンスの販売代理業等を行っており、スマートフォン、タブレットPC向けアプリを一般消費者に提供しております。

また、新規事業としてクラウド関連事業を行っております。

### ② (株)ガーラジャパン (連結子会社)

(日本、オンラインゲーム事業、クラウド関連事業)

オンラインゲームの運営を行っております。また、新規事業としてクラウド関連事業を行っております。

**③ Gala Lab Corp. (連結子会社)**

(韓国、オンラインゲーム事業スマートフォンアプリ事業及びブロックチェーン関連事業)

ゲーム内にコミュニティ機能を有するMMORPGと呼ばれるオンラインゲームの開発をしており、各国のパブリッシャーに開発したオンラインゲームのライセンスを供給するとともに、オンラインゲームのポータルサイト『gPotato (ジーポテト <http://www.gpotato.kr/>)』を開設・運営しており、オンラインゲームを一般消費者に提供しております。

また、スマートフォン、タブレットPC向けアプリの企画・開発・運営及びライセンス供給を行っており、アプリを一般消費者に提供しております。

さらに、ブロックチェーンベースのメタバースプラットフォーム(メタバースの三次元仮想空間)において提供する様々なコミュニティやゲーム等のコンテンツを開発しております。

**④ Gala Mix Inc. (連結子会社)**

(韓国、スマートフォンアプリ事業)

スマートフォン、タブレットPC向けアプリの企画・開発・運営を行っており、アプリを一般消費者に提供しております。

**⑤ ㈱ツリーフル (連結子会社)**

(日本、ツリーハウスリゾート事業)

ツリーハウス及び地上の建築物であるエアロハウスを1つのセットにして宿泊者に提供しております。

**⑥ Gala Innovative Inc. (連結子会社)**

(米国)

事業活動を休止しております。

**(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)**

**① 当社の主な事業所**

本社：東京都渋谷区

**② 子会社の事業所**

㈱ガーラジャパン

本社：東京都渋谷区

Gala Lab Corp.

本社：大韓民国ソナム市



Gala Mix Inc.

本社：大韓民国ソウル市  
(株)ツリーフル

本社：沖縄県名護市

Gala Innovative Inc.

本社：アメリカ合衆国カリフォルニア州

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 52名  | 16名減        |

(注) 使用人数が前期末と比べて16名減少しておりますが、その主な理由は、開発人員の退職によるものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 6名   | —         | 43.7歳 | 15.6年  |

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

| 借入先        | 借入額      |
|------------|----------|
| 沖縄振興開発金融公庫 | 48,000千円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 39,292,000株
- ② 発行済株式の総数 19,060,800株
- ③ 株主数 9,855名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株主名                                             | 持株数         | 持株比率   |
|-------------------------------------------------|-------------|--------|
| 菊川 暁                                            | 3,629,500 株 | 19.04% |
| Megazone Cloud Corporation                      | 2,547,000   | 13.36  |
| 株式会社SBI証券                                       | 428,000     | 2.25   |
| KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SAMSUNG             | 347,400     | 1.82   |
| 後藤 亜希子                                          | 288,900     | 1.52   |
| a uカブコム証券株式会社                                   | 282,300     | 1.48   |
| 楽天証券株式会社                                        | 263,900     | 1.38   |
| J Pモルガン証券株式会社                                   | 202,100     | 1.06   |
| 安達 洋祐                                           | 158,500     | 0.83   |
| UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT | 102,700     | 0.54   |

(注) 当社は、自己株式は所有していません。

## (2) 新株予約権等の状況

### ① 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権の状況

第15回新株予約権（2018年8月31日開催取締役会決議に基づき発行）

|                        |                                            |       |        |
|------------------------|--------------------------------------------|-------|--------|
| 発行決議日                  | 2018年8月31日                                 |       |        |
| 新株予約権の数                | 2,015個                                     |       |        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式201,500株<br>(新株予約権1個につき100株)           |       |        |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない。                       |       |        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり34,700円<br>(1株当たり 347円)          |       |        |
| 権利行使期間                 | 2020年9月19日から2024年9月18日まで                   |       |        |
| 行使の条件                  | 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。 |       |        |
| 区分                     | 取締役（社外取締役を除く）                              | 社外取締役 | 社外監査役  |
| 保有者数                   | 4名                                         | 1名    | 2名     |
| 新株予約権の数                | 2,000個                                     | 5個    | 10個    |
| 目的となる株式の数              | 200,000株                                   | 500株  | 1,000株 |

### ② 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当する事項はありません。

### ③ その他新株予約権等の状況

2020年5月25日付会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議に基づき発行した新株予約権

|                        |                                    |
|------------------------|------------------------------------|
| 新株予約権の総数               | 46,729個                            |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数     | 普通株式4,672,900株<br>(新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権1個当たり216円                     |
| 新株予約権の払込期日             | 2020年6月10日                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株につき 214円                         |
| 権利行使期間                 | 2020年6月10日から2022年6月9日まで            |

|                                           |                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金及び資本準備金</p> | <p>新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p> |
| <p>新株予約権の行使の条件</p>                        | <p>各新株予約権の一部行使はできない。</p>                                                                                                                                                  |
| <p>割当先</p>                                | <p>第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をMegazone Cloud Corporationに割当てた。</p>                                                                                                          |

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

| 地 位                        | 氏 名      | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                            |
|----------------------------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役<br>グ ル ー プ C E O | 菊 川 暁    | (株)ガーラジャパン 代表取締役会長<br>Gala Lab Corp. 代表理事会長<br>Gala Innovative Inc. Chairman<br>Gala Mix Inc. 理事<br>(株)ツリーフル 代表取締役 |
| 取 締 役                      | 金 志 芸    | (株)ガーラジャパン 代表取締役CEO                                                                                                |
| 取 締 役 C F O                | 岡 本 到    |                                                                                                                    |
| 取 締 役                      | キム・ヒョンス  | Gala Lab Corp. 代表理事CEO                                                                                             |
| 取 締 役                      | パジョ・ニコラ  | Gala Mix Inc. 代表理事CEO                                                                                              |
| 取 締 役                      | イ・ジュワン   | Megazone Co.,Ltd. 理事<br>Megazone Cloud Corporation 代表理事<br>MEGAZONE(株) 代表取締役                                       |
| 取 締 役                      | ジョ・ウォンウ  | Megazone Cloud Corporation 理事CEO                                                                                   |
| 取 締 役                      | ユン・ジュンソン | Megazone Cloud Corporation 理事CSO                                                                                   |
| 取 締 役                      | チョン・ヒョンウ | Megazone Cloud Corporation 理事General Counsel                                                                       |
| 取 締 役                      | 倉 持 倫 之  | (株)アンダーザライト 代表取締役<br>(株)ホリスティックヘルスケア研究所 代表取締役                                                                      |
| 常 勤 監 査 役                  | 鍛 治 豊 顕  |                                                                                                                    |
| 監 査 役                      | 清 水 厚    | CaN Accounting Advisory(株) 代表取締役                                                                                   |
| 監 査 役                      | 川 手 広 樹  | (株)グランスケープ 代表取締役                                                                                                   |

- (注) 1. 取締役倉持倫之は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役鍛治豊顕、監査役清水厚は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役倉持倫之、監査役鍛治豊顕及び監査役清水厚を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役清水厚は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役及び監査役及び管理職等の従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとされています。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補の対象としない等、一定の免責事由があります。

### ④ 取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 報酬等の総額              | 報酬等の種類別の総額          |            |            | 対象となる<br>役員の員数 |
|--------------------|---------------------|---------------------|------------|------------|----------------|
|                    |                     | 基本報酬                | 業績連動報酬等    | 非金銭報酬等     |                |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 56,804千円<br>(2,160) | 56,804千円<br>(2,160) | 一千円<br>(-) | 一千円<br>(-) | 6名<br>(1)      |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 12,150<br>(10,530)  | 12,150<br>(10,530)  | -<br>(-)   | -<br>(-)   | 3<br>(2)       |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 68,954<br>(12,690)  | 68,954<br>(12,690)  | -<br>(-)   | -<br>(-)   | 9<br>(3)       |

ロ. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社のストック・オプションであり、割当ての際の条件等は「ニ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。

ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2000年6月9日開催の第7回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は0名）です。

また、金銭報酬とは別枠で、ストック・オプション報酬として、2006年6月27日開催の第13回定時株主総会において年額550,000千円以内、新株予約権の数の上限を年5,800個と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2000年6月9日開催の第7回定時株主総会において年額100,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名（うち、社外監査役は1名）です。

また金銭報酬とは別枠で、ストック・オプション報酬として、2006年6月27日開催の第13回定時株主総会において年額10,000千円以内、新株予約権の数の上限を年100個と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は3名）です。

## 二. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

### a. 取締役の報酬等の額の決定に関する基本方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）及びストック・オプション報酬により構成される。

基本報酬は、株主総会において決議された報酬等の総額の限度内で、各役員の出地域における業績や当社グループへの貢献等を勘案の上で算定し、当社取締役の報酬決定に関する客観性及び透明性の確保を目的として設置され、当社社外取締役及び当社社外監査役により構成される役員報酬委員会（以下「本委員会」という。）にて承認の上、決定するものとする。

また、ストック・オプション報酬は、当社グループの長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるとともに、優秀な人材の確保等を目的として、当社グループへの貢献の期待値等を勘案の

上、株主総会において決議された報酬等の総額の限度内で、取締役会により決定するものとする。

b. 基本報酬に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、各取締役の担当地域における業績や当社グループへの貢献等を勘案の上、決定するものとする。

c. 非金銭報酬等に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、ストック・オプション報酬とし、各取締役における当社グループの将来の企業価値向上への貢献度の期待値等を勘案の上、決定するものとする。

ストック・オプションの発行時期は、当社グループの連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるため、また優秀な人材の確保を目的のために必要と考えられる時期を適宜判断して発行するものとする。

d. 基本報酬の額、又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、ストック・オプションの発行時において、代表取締役グループCEO菊川 暁は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ検討を行い、取締役会に提示するものとする。取締役会は当該提示された種類別の報酬割合の範囲内で個人別の報酬等の額に対する割合を決定するものとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会にて代表取締役に一任の決議がされた場合、代表取締役グループCEO菊川 暁が、取締役会から与えられた委任に基づき、各取締役の担当地域における業績や当社グループへの貢献等を勘案の上、報酬決定に関する基本方針に基づき個別報酬案を作成し、本委員会での承認を受けたのち、決定するものとする。



なお、当該権限が適切に行使されるようにするための措置として、上記のとおり、代表取締役による取締役の個人別の報酬等の内容についての決定については、本委員会の審議及び承認を受ける必要があるものとする。

本委員会における手続は、以下のとおりである。

本委員会は、代表取締役が提案する下記の内容について、合理性、公平性、相場比較などの観点から妥当性を審議し、承認する。

- ・前事業年度実績に対応した各人別取締役報酬実施案
- ・当事業年度の取締役報酬の方針、基準案

本委員会が代表取締役からの提案に賛同出来ない場合は、明確な理由を付した上で代表取締役にその旨を回答する。代表取締役は、改めて修正案を本委員会に提案するものとし、本委員会並びに代表取締役は誠意をもって協議解決を図るものとする。

取締役会の要請がある場合、本委員会の議事内容および結果等について、委員長が取締役会にて報告する。

なお、ストック・オプション報酬については、報酬決定に関する基本方針に基づき、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

#### ホ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役グループCEO菊川 暁に対し各取締役の基本報酬の額の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社役員規定第17条において、取締役会が各取締役の個人別の報酬等の決定を代表取締役に一任する決議をした場合の各取締役の報酬決定のルールが定められており、また、当社グループ全体の業績、各取締役の担当地域における業績や当社グループへの貢献等を勘案しつつ各取締役の業務執行について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に本委員会がその妥当性等について確認しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役倉持倫之は、(株)アンダーザライトの代表取締役、(株)ホリスティックヘルスケア研究所の代表取締役であります。なお、上記の会社と当社の間において特別な関係はありません。

監査役清水厚は、CaN Accounting Advisory(株)の代表取締役であります。なお、上記の会社と当社の間において特別な関係はありません。

監査役川手広樹は、(株)グランスケープの代表取締役であります。なお、上記の会社と当社の間において特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当する事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名            | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                                                            |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>倉 持 倫 之 | 当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、企業経営等の豊富な経験と幅広い見識から、経験豊富な社外役員としての発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                                                                    |
| 監査役<br>鍛 治 豊 頭 | 当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また当事業年度開催の監査役会11回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。さらに、常勤監査役として代表取締役及び会計監査人との面談及び意見交換並びに重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。 |
| 監査役<br>清 水 厚   | 当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、公認会計士として培った会計知識と高い見識に加え、企業運営における法令、リスクマネジメント等に関する豊富な実務経験に基づき意見を述べております。また当事業年度開催の監査役会11回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。                             |

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称 仁智監査法人

(注) 当社の会計監査人は、2021年6月26日開催の第28回定時株主総会終結の時をもって海南監査法人から仁智監査法人に異動しております。

##### ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| 区分                                         | 支払額      |
|--------------------------------------------|----------|
| イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                     | 12,750千円 |
| ロ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき<br>金銭その他の財産上の利益の合計額 | 12,750千円 |

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、イ. の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
3. Gala Lab Corp. 及びGala Mix Inc. については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

##### ③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

##### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があり、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断したときには、監査役会が会社法第340条の規定により会計監査人の解任を決定いたします。

また、その他会計監査人であることにつき支障があると判断されるときには、監査役会が解任又は不再任の議案を株主総会に提出することを決定いたします。

#### (5) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社株式の大量取得を目的とする買付については、当該買付者の事業内容、買収提案における事業計画、並びに過去の投資行動などを考慮し、当該買付行為及び買収提案における当社企業価値の向上策について慎重に検討する必要があると考えています。

但し、現時点において、当社としては、買付者が出現した場合の具体的な買収防衛策をあらかじめ定めておく考えはございません。現状の取組みといたしましては、当社株式の取引状況・異動状況を注視し、当社株式を大量に取得しようとする株式売買が発生した場合には、状況に応じて速やかに当社として最も適切と考えられる措置をとる方針であります。

具体的には、可能な限りの情報を収集した上で、社外の専門家にも参加していただき、当該事項を検討し、当社の企業価値向上を目的とした施策の検討並びにその実行に向けて取り組む予定です。

なお、当社のグループ会社の株式を大量に取得しようとする買付者が現れた場合においても、同様の対応をとる方針であります。

#### (6) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして考えております。当社の剰余金の配当については、中間配当及び期末配当の年2回にて行うことを基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

しかしながら、当社が属するインターネット関連業界は環境変化による影響が大きいため、積極的に事業を展開し提供サービスにおける当社グループの優位性を確保すること、経営及び業務執行体制を強化し収益基盤を確立することが企業価値の増大につながると考えております。このため当面配当は行わず、収益基盤確立に注力する予定であります。

なお、当社は会社法第454条第5項の規定により、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

(本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。)

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額       | 科 目                      | 金 額              |
|--------------------|-----------|--------------------------|------------------|
| <b>【 資 産 の 部 】</b> |           | <b>【 負 債 の 部 】</b>       |                  |
| 流 動 資 産            | 500,241   | 流 動 負 債                  | 191,434          |
| 現金及び預金             | 288,934   | 買掛金                      | 571              |
| 売掛金                | 63,524    | 未払金                      | 121,401          |
| 棚卸資産               | 1,954     | 未払費用                     | 13,140           |
| 未収入金               | 6,882     | 前受金                      | 43,827           |
| 前払費用               | 3,546     | 未払法人税等                   | 2,140            |
| 暗号資産               | 126,205   | 賞与引当金                    | 1,814            |
| その他                | 9,592     | その他                      | 8,539            |
| 貸倒引当金              | △398      | <b>固 定 負 債</b>           | <b>417,783</b>   |
| 固 定 資 産            | 547,417   | 長期借入金                    | 48,000           |
| 有形固定資産             | 243,969   | 長期前受収益                   | 190,435          |
| 建物及び構築物            | 152,211   | 繰延税金負債                   | 85               |
| 機械装置及び運搬具          | 7,984     | 退職給付に係る負債                | 179,263          |
| 工具、器具及び備品          | 12,249    | <b>負 債 合 計</b>           | <b>609,218</b>   |
| 土地                 | 46,294    | <b>【 純 資 産 の 部 】</b>     |                  |
| 建設仮勘定              | 25,228    | 株 主 資 本                  | 496,414          |
| 無形固定資産             | 119,198   | 資本金                      | 3,531,085        |
| のれん                | 108,109   | 資本剰余金                    | 2,176,690        |
| その他                | 11,089    | 利益剰余金                    | △5,211,361       |
| 投資その他の資産           | 184,249   | その他の包括利益累計額              | △525,600         |
| 投資有価証券             | 279       | その他有価証券評価差額金             | 192              |
| 敷金及び保証金            | 10,271    | 為替換算調整勘定                 | △525,793         |
| 長期前払費用             | 173,698   | 新 株 予 約 権                | 110,027          |
| 資 産 合 計            | 1,047,658 | 非 支 配 株 主 持 分            | 357,597          |
|                    |           | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>438,439</b>   |
|                    |           | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>1,047,658</b> |

(記載金額は、千円未満を切り捨てて記載しております。)

## 連結損益計算書

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目                           | 金 額    | 額        |
|-------------------------------|--------|----------|
| 売 上 高                         |        | 600,958  |
| 売 上 原 価                       |        | 128,525  |
| 売 上 総 利 益                     |        | 472,432  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |        | 770,298  |
| 営 業 損 失                       |        | △297,865 |
| 営 業 外 収 益                     |        |          |
| 受 取 利 息                       | 464    |          |
| 暗 号 資 産 売 却 益                 | 24,925 |          |
| 暗 号 資 産 評 価 益                 | 24,979 |          |
| 為 替 差 益                       | 25,981 |          |
| そ の 他                         | 2,086  | 78,438   |
| 営 業 外 費 用                     |        |          |
| 支 払 利 息                       | 148    |          |
| そ の 他                         | 763    | 912      |
| 経 常 損 失                       |        | △220,339 |
| 特 別 利 益                       |        |          |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益               | 2,129  | 2,129    |
| 特 別 損 失                       |        |          |
| 減 損 損 失                       | 424    | 424      |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失         |        | △218,633 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         | 12,339 | 12,339   |
| 当 期 純 損 失                     |        | △230,972 |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 |        | △44,829  |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 |        | △186,142 |

(記載金額は、千円未満を切り捨てて記載しております。)

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額      | 科 目                  | 金 額        |
|--------------------|----------|----------------------|------------|
| <b>【 資 産 の 部 】</b> |          | <b>【 負 債 の 部 】</b>   |            |
| 流 動 資 産            | 88,591   | 流 動 負 債              | 9,991      |
| 現金及び預金             | 18,168   | 買掛金                  | 2,771      |
| 売掛金                | 224,272  | 未払金                  | 2,116      |
| 未収入金               | 102,561  | 未払費用                 | 802        |
| 前渡金                | 64,590   | 未払法人税等               | 1,210      |
| 前払費用               | 888      | 未払消費税等               | 609        |
| その他                | 118      | 預り金                  | 2,481      |
| 貸倒引当金              | △322,009 | 固 定 負 債              | 286,117    |
| 固 定 資 産            | 163,214  | 繰延税金負債               | 85         |
| 投資その他の資産           | 163,214  | 関係会社事業損失引当金          | 286,032    |
| 投資有価証券             | 279      | 負 債 合 計              | 296,109    |
| 関係会社株式             | 162,934  | <b>【 純 資 産 の 部 】</b> |            |
| 関係会社長期貸付金          | 495,000  | 株 主 資 本              | △154,515   |
| 貸倒引当金              | △495,000 | 資 本 金                | 3,531,085  |
| 資 産 合 計            | 251,805  | 資 本 剰 余 金            | 2,059,544  |
|                    |          | 資本準備金                | 1,670,654  |
|                    |          | その他資本剰余金             | 388,890    |
|                    |          | 利 益 剰 余 金            | △5,745,146 |
|                    |          | その他利益剰余金             | △5,745,146 |
|                    |          | 繰越利益剰余金              | △5,745,146 |
|                    |          | 評 価 ・ 換 算 差 額 等      | 192        |
|                    |          | その他有価証券評価差額金         | 192        |
|                    |          | 新 株 予 約 権            | 110,018    |
|                    |          | 純 資 産 合 計            | △44,303    |
|                    |          | 負 債 及 び 純 資 産 合 計    | 251,805    |

(記載金額は、千円未満を切り捨てて記載しております。)

## 損 益 計 算 書

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目                         | 金       | 額        |
|-----------------------------|---------|----------|
| 売 上 高                       |         | 72,250   |
| 売 上 原 価                     |         | 38,588   |
| 売 上 総 利 益                   |         | 33,662   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |         | 205,820  |
| 営 業 損 失                     |         | △172,158 |
| 営 業 外 収 益                   |         |          |
| 受 取 利 息                     | 5,977   |          |
| 為 替 差 益                     | 7,421   |          |
| そ の 他                       | 247     | 13,646   |
| 営 業 外 費 用                   |         |          |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額             | 214     | 214      |
| 経 常 損 失                     |         | △158,726 |
| 特 別 利 益                     |         |          |
| 社 債 償 還 益                   | 97,598  |          |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益             | 2,129   | 99,727   |
| 特 別 損 失                     |         |          |
| 減 損 損 失                     | 424     |          |
| 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 180,769 | 181,193  |
| 税 引 前 当 期 純 損 失             |         | △240,191 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税       | 1,210   | 1,210    |
| 当 期 純 損 失                   |         | △241,401 |

(記載金額は、千円未満を切り捨てて記載しております。)



# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社ガーラ  
取締役会 御中

仁 智 監 査 法 人  
東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 内 藤 泰 一  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 森 永 良 平  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ガーラの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガーラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において親会社株主に帰属する当期純損失131,087千円を計上しており、当連結会計年度において営業損失297,865千円及び親会社株主に帰属する当期純損失186,142千円を計上し、現在の低迷した売上状況が継続すれば親会社株主に帰属する当期純損失が継続し資金繰りに懸念が生じる可能性があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### **強調事項**

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2022年5月13日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行及び第7回新株予約権の発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### **その他の記載内容**

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### **連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### **連結計算書類の監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意

見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### **利害関係**

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社ガーラ  
取締役会 御中

仁智監査法人  
東京都中央区

指定社員 公認会計士 内藤 泰一  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 森 永良平  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ガーラの2021年4月1日から2022年3月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度において営業損失210,939千円及び当期純損失184,132千円を計上しており、当事業年度においても営業損失172,158千円及び当期純損失241,401千円を計上し、現在の低迷した売上状況が継続すれば営業損失が継続し資金繰りに懸念が生じる可能性があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2022年5月13日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行及び第7回新株予約権の発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従っ

て、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

2022年5月25日

株式会社ガーラ

代表取締役グループCEO 菊川 暁 殿

株式会社ガーラ 監査役会

常勤社外監査役 鍛 治 豊 顕 ⑩

社外監査役 清 水 厚 ⑩

監査役 川 手 広 樹 ⑩

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、常勤社外監査役が子会社の監査役を兼任しており、取締役会に出席するほか、必要に応じて子会社からその事業の報告を受けました。

- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からのその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仁智監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仁智監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

以 上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

##### (1) 事業目的の追加に関する事項

株ツリーフルを連結の範囲に含めたこと並びに当社及び当社連結子会社の今後の事業展開に対応するため、現行定款第2条（目的）における事業目的を追加するものであります。

##### (2) 場所の定めのない株主総会に関する事項

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）の施行に伴い、上場会社においては、定款に定めることにより一定の条件のもとで、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。

当社は、居住地にかかわらず多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化を図り、また、各種の感染症や大規模自然災害発生時等のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第12条第2項を追加するものであります。

なお、本議案の上程にあたり、当社は場所の定めのない株主総会の開催に必要な経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

##### (3) 株主総会参考書類等の電子提供制度導入に関する事項

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会参考書類等の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- ① 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除し、電子提供措置等の規定（変更案第18条）とするものです。
- ② 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであり、変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ③ 上記の変更に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (目的)                                                                                                                                   | (目的)                                                                                                                                   |
| 第2条 当社は、次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体（以下「会社等」という。）の株式又は持分を所有することによって、その会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。 | 第2条 当社は、次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体（以下「会社等」という。）の株式又は持分を所有することによって、その会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。 |
| (1) ～ (12) (条文省略)                                                                                                                      | (1) ～ (12) (現行どおり)                                                                                                                     |
| (新設)                                                                                                                                   | <u>(13) 資金決済に関する法律に規定された暗号資産交換業</u>                                                                                                    |
| (新設)                                                                                                                                   | <u>(14) 暗号資産、トークン又はそれらに類似するものに係る取引所運営に関するシステムの研究、企画、開発、販売、保守、運用及びコンサルティング</u>                                                          |
| (新設)                                                                                                                                   | <u>(15) 暗号資産、トークン又はそれらに類似するものの取得、保有、運用及び売買</u>                                                                                         |
| (新設)                                                                                                                                   | <u>(16) ブロックチェーンに関するシステムの研究、企画、開発、販売、保守、運用及びコンサルティング</u>                                                                               |
| (新設)                                                                                                                                   | <u>(17) ブロックチェーン技術を利用した商品及びサービスの研究、企画、開発、販売及びコンサルティング</u>                                                                              |
| (新設)                                                                                                                                   | <u>(18) ツリーハウスの建築、販売及び運営</u>                                                                                                           |
| (新設)                                                                                                                                   | <u>(19) ホテル、旅館、簡易宿泊施設の経営</u>                                                                                                           |
| (新設)                                                                                                                                   | <u>(20) 森林の保護及び持続可能な開発・管理並びに生物多様性損失の阻止を図ることに資する事業</u>                                                                                  |
| (新設)                                                                                                                                   | <u>(21) 再生可能エネルギーに関する発電及び蓄電並びに電気の供給及び販売</u>                                                                                            |
| (新設)                                                                                                                                   | <u>(22) 不動産業</u>                                                                                                                       |
| (新設)                                                                                                                                   | <u>(23) 飲食業</u>                                                                                                                        |
| (新設)                                                                                                                                   | <u>(24) 旅行業</u>                                                                                                                        |
| (13) 前各号に附帯する一切の業務                                                                                                                     | <u>(25) 前各号に附帯する一切の業務</u>                                                                                                              |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p>                                                                                                 | <p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>2. <u>当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>                                                         |
| <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第18条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                         |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                           | <p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u></p> <p>第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. <u>当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> |
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                               | <p>附則</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 <u>変更前定款第18条の規定の削除及び変更後定款第18条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める施行日である2022年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p>                |

| 現 行 定 款                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: right;">平成25年10月1日 改定</p> | <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条は、なお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p style="text-align: right;">2022年6月25日 改定</p> |

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1         | <p style="text-align: center;">きくがわ さとる<br/>菊川 暁</p> <p>Satoru Kikugawa<br/>(1965年7月4日)</p> | <p>1988年4月 (株)博報堂入社<br/>1993年9月 (株)ガーラ設立 代表取締役社長<br/>2001年10月 (株)ガーラウェブ取締役<br/>2004年5月 Gala-Net Inc. CEO &amp; President<br/>2006年3月 Aeonsoft Inc. (現Gala Lab Corp.) 代表理事会長 (現任)<br/>2006年6月 当社代表取締役会長兼グループCEO<br/>2006年10月 Gala Networks Europe Ltd. CEO<br/>2006年12月 nFlavor Corp. (現Gala Lab Corp.) 代表理事会長<br/>2007年4月 (株)ガーラモバイル (現(株)ガーラジャパン) 取締役<br/>2007年8月 Gala-Net Inc. Chairman<br/>2007年12月 (株)ガーラバズ 取締役<br/>2008年5月 Gala Networks Europe Ltd. Chairman<br/>(株)ガーラジャパン 代表取締役会長 (現任)<br/>2008年6月 当社代表取締役グループCEO (現任)<br/>(株)ガーラバズ 代表取締役会長<br/>2010年6月 Gala-Net Brazil Ltd. Director<br/>2012年4月 (株)ガーラポケット (現(株)ガーラジャパン) 代表取締役CEO<br/>2012年10月 Gala Innovative Inc. Chairman (現任)<br/>2014年10月 Gala Connect Inc. 理事<br/>2015年9月 Gala Mix Inc. 理事 (現任)<br/>2021年4月 (株)ツリーフル 代表取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>(株)ガーラジャパン 代表取締役会長<br/>Gala Lab Corp. 代表理事会長<br/>Gala Innovative Inc. Chairman<br/>Gala Mix Inc. 理事<br/>(株)ツリーフル 代表取締役</p> | 3,629,500株        |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2         | きむ ち え<br>金 志芸<br>Jiye Kim<br>(1978年10月4日)     | 2001年8月 (株)ガイアックス入社<br>2002年11月 (株)ガイアックス코리아 代表取締役<br>2005年3月 (株)トゥー・ライズ 取締役<br>2005年4月 (株)ガーラモバイル (現(株)ガーラ<br>ジャパン) 取締役<br>2009年3月 (株)ガーラジャパン 代表取締役<br>2009年5月 (株)ガーラジャパン 代表取締役<br>CEO (現任)<br>2009年6月 当社取締役 (現任)<br>2011年9月 Gala Lab Corp. 理事 (現任)<br>2012年4月 (株)ガーラポケット (現(株)ガーラ<br>ジャパン) 取締役<br>(重要な兼職の状況)<br>(株)ガーラジャパン 代表取締役CEO                                                                                                                                                          | 2,400株         |
| 3         | おかもと ゆき<br>岡本 到<br>Yuki Okamoto<br>(1975年7月1日) | 2007年5月 公認会計士登録<br>2008年4月 新日本監査法人 (現EY新日本有<br>限責任監査法人) 入所<br>2020年6月 当社取締役CFO (現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | —              |
| 4         | キム・ヒョンス<br>Hyunsu Kim<br>(1980年9月5日)           | 2000年12月 Wizard Soft 入社<br>2003年11月 BuddyBuddy Co. Ltd. 入社<br>2007年4月 Gala Networks Europe Ltd. 入<br>社<br>2010年7月 Gala Networks Europe Ltd.<br>CTO<br>2011年7月 当社グループCTO<br>2011年8月 当社韓国事業所所長<br>2011年10月 Gala Lab Corp. 理事<br>2012年4月 Gala Lab Corp. 理事COO<br>(株)ガーラポケット (現(株)ガーラ<br>ジャパン) 取締役<br>2012年6月 当社取締役グループCTO<br>Gala Lab Corp. 代表理事<br>CEO (現任)<br>2012年8月 当社取締役グループCTO兼グル<br>ープCDO<br>2013年5月 (株)ガーラジャパン 取締役 (現<br>任)<br>2013年6月 当社取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>Gala Lab Corp. 代表理事CEO | 11,500株        |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                              | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5                                                                                                                                                                                                                                                                                      | パジョ・ニコラ<br>Nicolas Pajot<br>(1977年5月24日) | 2001年4月 France Telecom S.A. 入社<br>2007年4月 Gala Networks Europe Ltd. 入<br>社<br>2009年8月 Gala Networks Europe Ltd.<br>COO<br>2012年6月 当社取締役 (現任)<br>2013年2月 Gala Networks Europe Ltd.<br>(現Webzen Dublin Ltd.) CEO<br>2015年9月 Gala Mix Inc. 代表理事<br>CEO (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>Gala Mix Inc. 代表理事CEO | 30,500株        |
| 6                                                                                                                                                                                                                                                                                      | イ・ジュワン<br>Joowan Lee<br>(1979年2月26日)     | 1998年11月 Megazone Co.,Ltd. 設立 理事<br>(現任)<br>2018年7月 Megazone Cloud Corporation<br>代表理事 (現任)<br>2019年4月 MEGAZONE(株) 代表取締役<br>2019年11月 Cloud Gram Corporation<br>CEO (現任)<br>2020年6月 当社取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>Megazone Co.,Ltd. 理事<br>Megazone Cloud Corporation 代表理事                          | —              |
| <p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>イ・ジュワン氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏はMegazone Co.,Ltd.の創業者として企業経営等の豊富な経験と幅広い知見を有しており、取締役会の重要な意思決定において、当社の企業経営上有益な助言等をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、他の取締役の監督及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性の判断において客観的・中立的立場で関与いただく予定です。上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> |                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                                       | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 7                                                                                                                                                                                                                                                                                               | ジョ・ウォンウ<br>Wonwoo Cho<br>(1972年11月6日)  | 2000年7月 Cisco Systems (USA) Pte Ltd<br>Director<br>2013年7月 Amazone Web Services Korea<br>LLC Director<br>2015年9月 GE Digital Korea Co., Ltd.<br>CEO<br>2018年7月 Megazone Cloud Corporation<br>理事CEO (現任)<br>2020年6月 当社取締役 (現任)<br>2022年4月 MEGAZONE株式会社 代表取締役<br>(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>Megazone Cloud Corporation 理事CEO<br>MEGAZONE(株) 代表取締役 | —              |
| <b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b><br>ジョ・ウォンウ氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏はMegazone Cloud Corporationの理事CEOをはじめ複数の会社のCEOとしての豊富な経験と幅広い知見を有しており、取締役会の重要な意思決定において、当社の企業経営上有益な助言等をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、他の取締役の監督及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性の判断において客観的・中立的立場で関与いただく予定です。上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。 |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                |
| 8                                                                                                                                                                                                                                                                                               | ユン・ジュンソン<br>Junsun Yun<br>(1975年10月2日) | 2014年2月 Big note corporation Vice<br>President<br>2015年2月 Hanyang University (MBA取<br>得)<br>2017年4月 BF Tech corporation Vice<br>President<br>2018年2月 Megazone Co.,Ltd. Director<br>2019年8月 Megazone Cloud Corporation<br>理事 CSO (現任)<br>2020年6月 当社取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>Megazone Cloud Corporation 理事CSO                              | —              |
| <b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b><br>ユン・ジュンソン氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏はMBA（経営学修士）の資格を有するとともに、経営戦略に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、当該知見を活かして特に経営戦略の分野について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が取締役に就任した場合は、役員報酬委員として当社の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。          |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                |



| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                           | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 9                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>チョン・ヒョンウ</p> <p>Hyungwoo Chon<br/>(1979年10月8日)</p>                     | <p>2013年12月 ワシントンD.C. 弁護士登録</p> <p>2015年2月 Yoon &amp; Yang LLC 入所</p> <p>2016年1月 Central Law Firm 入所</p> <p>2019年3月 Megazone Cloud Corporation<br/>理事General Counsel (現任)</p> <p>2020年6月 当社取締役 (現任)<br/>(重要な兼職の状況)</p> <p>Megazone Cloud Corporation 理事General<br/>Counsel</p>                                                                                                                                                   | —              |
| <p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>チョン・ヒョンウ氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士として企業法務に精通し、豊富な知見を有しており、当該知見を活かして特に企業法務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が取締役に就任した場合は、他の取締役の監督及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性の判断において客観的・中立的立場で関与いただく予定です。上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> |                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                |
| 10                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>くらもち のりゆき<br/>倉持 倫之</p> <p>Noriyuki<br/>Kuramochi<br/>(1969年9月17日)</p> | <p>1993年4月 リードエグジビションジャパン<br/>(株)入社</p> <p>1994年3月 アテックス(株)入社</p> <p>2001年4月 当社入社</p> <p>2001年7月 当社執行役員</p> <p>2004年2月 (株)ロハスインターナショナル代<br/>表取締役社長</p> <p>2005年7月 (株)アソシエイト (現(株)アンダー<br/>ザライト) 代表取締役 (現任)</p> <p>2007年1月 (株)ホリスティックヘルスケア研<br/>究所代表取締役 (現任)</p> <p>2012年9月 (株)P3社外取締役 (現任)</p> <p>2016年2月 (株)スタンドオフ代表取締役</p> <p>2016年6月 当社取締役 (現任)<br/>(重要な兼職の状況)</p> <p>(株)アンダーザライト 代表取締役<br/>(株)ホリスティックヘルスケア研究所 代表取<br/>締役</p> | —              |
| <p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>倉持倫之氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は企業経営等の豊富な経験と幅広い知見を有しており、取締役会の重要な意思決定において、当社の企業経営上有益な助言等をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、役員報酬委員として当社の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>                                  |                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. イ・ジュワン氏、ジョ・ウォンウ氏、ユン・ジュンソン氏、チョン・ヒョンウ氏及び倉持倫之氏は、社外取締役候補者であります。
3. 倉持倫之氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
4. 当社は、倉持倫之氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任につき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、イ・ジュワン氏、ジョ・ウォンウ氏、ユン・ジュンソン氏及びチョン・ヒョンウ氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役及び監査役及び管理職等の従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとされています。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補の対象としない等、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、倉持倫之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

【ご参考】取締役のスキル・マトリックス

本株主総会において、第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役のスキル・マトリックスは、以下のとおりであります。

| 氏名       | 役職               | 事業経営 | 財務・<br>会計 | 技術開発 | マーケ<br>ティング | 法務 | 国際性 |
|----------|------------------|------|-----------|------|-------------|----|-----|
| 菊川 暁     | 代表取締役<br>グループCEO | ○    |           | ○    | ○           |    | ○   |
| 金 志芸     | 取締役              | ○    |           |      | ○           |    | ○   |
| 岡本 到     | 取締役CFO           | ○    | ○         |      |             |    |     |
| キム・ヒヨンス  | 取締役              | ○    |           | ○    | ○           |    | ○   |
| パジョ・ニコラ  | 取締役              | ○    |           |      | ○           |    | ○   |
| イ・ジュワン   | 社外取締役            | ○    |           |      | ○           |    | ○   |
| ジョ・ウォンウ  | 社外取締役            | ○    |           |      | ○           |    | ○   |
| ユン・ジュンソン | 社外取締役            |      | ○         |      |             |    | ○   |
| チョン・ヒョンウ | 社外取締役            |      |           |      |             | ○  | ○   |
| 倉持 倫之    | 社外取締役            | ○    |           |      | ○           |    |     |

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                 | 略歴<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                    | 所有する<br>当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| かむむら かずひろ<br>川村 一博<br><br>Kazuhiro Kawamura<br>(1976年5月16日)                                                                                                                          | 2000年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会）<br>2005年7月 Haynes and Boone, LLP（米国、ダラス市）勤務<br>2006年5月 ニューヨーク州弁護士登録<br>2006年10月 Hogan Lovells（英国、ロンドン市）勤務（～2007年4月）<br>2011年7月 祝田法律事務所（現任） | —              |
| <b>【選任理由】</b><br>川村一博氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。 |                                                                                                                                                                     |                |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 川村一博氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 川村一博氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任につき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役及び監査役及び管理職等の従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとされています。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補の対象としない等、一定の免責事由があります。川村一博氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

#### 第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である仁智監査法人は、2022年1月21日に公認会計士・監査審査会より金融庁長官に対し同監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告があったこと等に鑑み、当社の監査の相当性を確保する観点から、不再任とし、その後任として監査法人Ks Lab.を新たな会計監査人として選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が監査法人Ks Lab.を会計監査人の候補者とした理由は、当社の会計監査人評価・選定基準に照らして、会計監査人に必要とされる専門性、独立性および監査品質管理及びグローバルな監査体制等の観点から監査が適正に行われると評価したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2022年4月1日現在)

|     |                                                                                         |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称 | 監査法人Ks Lab.                                                                             |
| 事務所 | 主たる事務所 大阪府大阪市北区西天満5丁目9番3号                                                               |
| 沿 革 | 2017年7月 監査法人Ks Lab. 設立                                                                  |
| 概 要 | 資本金 12,500千円<br>構成人員 社員（公認会計士） 6名<br>職員（公認会計士） 9名<br>職員（その他の職員） 3名<br>合計 18名<br>関与会社 5社 |

(注) 1. 監査法人Ks Lab.が選任された場合、当社は同法人との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, starting from the line below the characters 'メ' and 'モ' and extending down the page.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, starting from the line below the characters and extending to the bottom of the page.

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区道玄坂二丁目6番17号  
A P 渋谷道玄坂 渋谷シネタワー11階  
電話 03 (5428) 6849



### ●交通のご案内

J R各線「渋谷駅」ハチ公改札口より徒歩約1分  
東急各線、東京メトロ各線「渋谷駅」A1出口直結  
京王井の頭線「渋谷駅」より徒歩約1分

### ●お願い

会場には駐車場はございませんので、お車でのご来場は  
ご容赦賜りたくお願い申し上げます。